

写

28 消安第 4688 号
平成 29 年 1 月 31 日

東北農政局長
関東農政局長
北陸農政局長
東海農政局長
近畿農政局長
中国四国農政局長
九州農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

宛

(農林水産省) ※¹消費・安全局長

生産資材費低減の観点踏まえた今後の病虫害防除の在り方について

昨年 12 月及び本年 1 月に「生産資材費低減の観点踏まえた病虫害防除の在り方検討会」を開催し、農薬の販売価格の引下げを通じた生産者の所得向上に資するため、都道府県が作成する防除基準や地域 JA が作成する防除暦に新規農薬を掲載するに当たって行う試験の在り方や、病虫害の発生動向に応じた適時適切な防除の推進について、都道府県や関係団体の意見を踏まえつつ検討を行ってきたところである。

今般、当該検討の結果について別紙のとおり取りまとめたので、了知の上、(貴局管内都県知事、貴局管内府県知事、貴局管内県知事、沖縄県知事) ※²に対して、当該取りまとめに即して対応するよう要請されたい。

(施行上の注意)

※ 1 : 内閣府沖縄総合事務局長宛てに付する。

※ 2 : 関東農政局長宛ては「貴局管内都県知事」、近畿農政局長宛ては「貴局管内府県知事」、東北農政局長、北陸農政局長、東海農政局長、中国四国農政局長及び九州農政局長宛ては「貴局管内県知事」、内閣府沖縄総合事務局長宛ては「沖縄県知事」とする。

写

28 消安第 4688 号
平成 29 年 1 月 31 日

北海道知事 殿

農林水産省消費・安全局長

生産資材費低減の観点を踏まえた今後の病虫害防除の在り方について

昨年 12 月及び本年 1 月に「生産資材費低減の観点を踏まえた病虫害防除の在り方検討会」を開催し、農薬の販売価格の引下げを通じた生産者の所得向上に資するため、都道府県が作成する防除基準や地域 JA が作成する防除暦に新規農薬を掲載するに当たって行う試験の在り方や、病虫害の発生動向に応じた適時適切な防除の推進について、都道府県や関係団体の意見を踏まえつつ検討を行ってきたところで

す。
今般、当該検討の結果について別紙のとおり取りまとめましたので、御了知の上、当該取りまとめに即して対応いただきますようお願いいたします。

写

28 消安第 4688 号
平成 29 年 1 月 31 日

全国農業協同組合連合会 代表理事理事長
農薬工業会 会長
一般社団法人日本植物防疫協会 理事長
公益財団法人日本植物調節剤研究協会 理事長

宛

農林水産省消費・安全局長

生産資材費低減の観点で踏まえた今後の病虫害防除の在り方について

昨年 12 月及び本年 1 月に「生産資材費低減の観点で踏まえた病虫害防除の在り方検討会」を開催し、農薬の販売価格の引下げを通じた生産者の所得向上に資するため、都道府県が作成する防除基準や地域 JA が作成する防除暦に新規農薬を掲載するに当たって行う試験の在り方や、病虫害の発生動向に応じた適時適切な防除の推進について、都道府県や関係団体の意見を踏まえつつ検討を行ってきたところです。

今般、当該検討の結果について別紙のとおり取りまとめを行いましたので、御了知いただくとともに、(貴連合会、貴会、貴協会) *におかれましても、下記について対応いただきますようお願いいたします。

記

【宛先別に下記内容を挿入する。】

(全国農業協同組合連合会宛て)

今後、都道府県は、「防除基準」を作成するに当たって、農薬メーカーから提供される農薬登録試験データや登録申請の補完情報(以下「農薬登録試験データ等」という。)を積極的に活用することとなり、追加試験の実施を農薬メーカーに要求しないこととなります。

地域 JA が「防除暦」を作成するに当たっても、都道府県の助言の下、農薬登録試験データ等を積極的に活用することにより、追加試験の実施を農薬メーカーに要求しないよう、貴連合会から各地域 JA への周知をお願いいたします。

(農薬工業会宛て)

今後、都道府県や地域 JA は、「防除基準」や「防除暦」を作成するに当たって、農薬メーカーから農薬登録試験データや登録申請の補完情報（以下「農薬登録試験データ等」という。）を提供いただき、これを積極的に活用することにより、追加試験の実施を農薬メーカーに要求しないこととなります。

また、都道府県及び地域 JA は、農薬の地域における適用性が農薬登録試験データ等では確認できないことから、やむを得ず、地域における適用性の根拠となるデータ（以下「根拠データ」という。）を入手する必要がある場合には、農薬メーカーに根拠データを照会することとなります。

このため、都道府県等から農薬登録試験データ等や根拠データの提供を求められた場合は、多くの情報が提供されるよう御協力をお願いしたいので、貴会会員への周知をお願いいたします。

(一般社団法人日本植物防疫協会宛て)

今後、都道府県や地域 JA は、「防除基準」や「防除暦」を作成するに当たって、農薬メーカーから農薬登録試験データや登録申請の補完情報（以下「農薬登録試験データ等」という。）を提供いただき、これを積極的に活用することにより、追加試験の実施を農薬メーカーに要求しないこととなります。

また、都道府県及び地域 JA は、農薬の地域における適用性が農薬登録試験データ等では確認できないことから、やむを得ず、地域における適用性の根拠となるデータ（以下「根拠データ」という。）を入手する必要がある場合には、農薬メーカーに根拠データを照会することとなります。

このため、農薬登録試験の主たる受託機関である貴協会におかれては、都道府県及び地域 JA から農薬登録試験データ等や根拠データの提供を求められた場合は、農薬メーカーの同意の下でこれらデータの提供について御協力をお願いいたします。

(公益財団法人日本植物調節剤研究協会宛て)

今後、都道府県や地域 JA は、「防除基準」や「防除暦」を作成するに当たって、農薬メーカーから農薬登録試験データや登録申請の補完情報（以下「農薬登録試験データ等」という。）を提供いただき、これを積極的に活用することにより、追加試験の実施を農薬メーカーに要求しないこととなります。

また、都道府県及び地域 JA は、農薬の地域における適用性が農薬登録試験データ等では確認できないことから、やむを得ず、地域における適用性の根拠となるデータ（以下「根拠データ」という。）を入手する必要がある場合には、農薬メーカ

一に根拠データを照会することとなります。

このため、農薬登録試験の主たる受託機関である貴研究会にあつては、都道府県等から農薬登録データ等や根拠データの提供を求められた場合は、農薬メーカーの同意の下でこれらデータの提供について御協力をお願いいたします。

なお、農薬登録試験データ等や根拠データに係る試験の実施については、あくまで農薬メーカーの意向に沿った試験設計が行われるよう、受託機関としての手続をお願いいたします。

(施行上の注意)

※全国農業協同組合連合会代表理事理事長宛ては「貴連合会」、農薬工業会会長宛ては「貴会」、一般社団法人日本植物防疫協会理事長及び公益財団法人日本植物調節剤研究協会理事長宛ては「貴協会」とする。

別紙として案の1の別紙を添付する。

生産資材費低減の観点を踏まえた今後の病虫害防除の在り方について

都道府県が防除指導者向けに作成する「防除基準」については、地域にとって適用性の高い農薬や、薬剤抵抗性に関する情報が掲載されており、病虫害防除の指導の際の有効なツールとなっている。他方、約半数の都道府県は、新規農薬を新たに防除基準に掲載するに当たって、当該新規農薬について当該都道府県における薬効及び薬害の程度を確認するための試験（以下「追加試験」という。）の実施を農薬メーカーに要求しており、追加試験の実施に要する費用が農薬の販売価格に転嫁されているとの指摘がある。

また、地域 J A が生産者向けに作成する「防除暦」については、使用する農薬の量、時期等が掲載されており、生産者が予防的な防除（スケジュール防除）を行う際の目安となっている。他方、防除基準と同様、地域 J A が追加試験と同様の試験の実施を農薬メーカーに要求している例があるほか、発生初期に適時に使用することにより必要十分な効果を上げることができるにもかかわらずスケジュール防除を行った結果、必要以上に防除が行われている例もあっており、生産コストの増加につながっているのではないかと指摘がある。

こうした中、昨年 11 月 29 日、政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」において決定された農業競争力強化プログラムの中に、生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直しが位置付けられたことから、今後の病虫害防除についても、こうした観点を踏まえ、下記の取組を進めることとする。

記

1 農薬の販売価格の低減に向けた取組

農薬メーカー又はその委託を受けて農薬登録試験を実施した関係機関（以下「農薬メーカー等」という。）は、農薬登録に際して得られた試験データや登録申請の補完情報（以下「農薬登録試験データ等」という。）を都道府県に提供することとする。

「防除基準」を作成するに当たって、都道府県は、農薬メーカー等から提供される農薬登録試験データ等を積極的に活用することとし、追加試験の実施を

農薬メーカーに要求しないこととする。なお、農薬の地域における適用性について、農薬登録試験データ等では確認できないことにより、やむを得ず、地域における適用性について根拠となるデータを入手する必要がある場合には、農薬メーカーに当該データを照会する。

また、地域 JA が「防除暦」を作成するに当たっては、農薬登録試験データ等を積極的に活用することにより、追加試験の実施を農薬メーカーに要求しないよう、都道府県は、地域 JA に対し、必要な技術的助言を行うこととする。

2 防除費用の低減に向けた取組

都道府県は、発生初期に適切に防除することで十分な防除効果が得られる病害虫に対して、発生前から慣行の防除体系に沿った防除を行うのではなく、病害虫の発生動向調査に基づき、適切な時期に、病害虫が抵抗性を持たない農薬を使用するなど、適時適切な防除を推進することとする。

このため、国及び都道府県は、試験研究機関と連携して既存の植物防疫事業による情報の収集及び伝達の迅速化並びに研究開発事業による新たな調査の確立について検討を進め、発生動向調査の充実・迅速化を図ることとする。

なお、国及び都道府県は、発生前の農薬使用による防除が効果的な作物や病害虫があることや、総合的病害虫・雑草管理の考え方に基づいて病害虫が発生しにくいほ場環境を整備することが防除費用の低減につながることも踏まえ、病害虫防除の推進に取り組むこととする。